⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　委託期間　契約締結日から平成27年３月31日まで
⑸　納品場所　日本年金機構が指定する場所
２　競争参加資格
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
⑵　日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年（日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
②　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
⑥　上記により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
⑶　平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」又は「物品の製造」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　当該業務又は類似の業務を相当量完了した実績を有している者であること。
⑸　当該業務を確実に実施できると証明した者であること。
⑹　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑺　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑻　その他、入札説明書に定める資格を有する者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札説明書の配布場所及び問い合わせ先
①　直接受領する場合　〒168―8505 東京都杉並区高井戸西３－５－24　日本年金機構本部調達部契約グループ　田原　康之　電話03―5344―1100
②　電子メールで受領する場合　日本年金機構本部調達部契約グループ　E-mail：kikou-tyoutatu@nenkin.go.jp
※上記アドレスに「調達件名、会社名、電話番号、担当者名」を送信して下さい。
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日より上記３⑴の交付場所又は電子メールにて交付する。
⑶　業務説明会の日時及び場所　平成26年１月７日午後３時00分　東京都杉並区高井戸西３－５－24　日本年金機構本部ビル４階　第３会議室
※上記３⑴にて入札説明書及び仕様書を受領し持参のうえ参加すること。
※業務説明会への参加を希望する場合は、１月６日午後５時00分までに参加申込をすること。
申込先　日本年金機構本部国民年金部適用企画指導グループ
電　話　03―5344―1100　内線3313
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成26年２月18日
案件番号１　午後２時00分
案件番号２　午後２時50分
案件番号３　午後３時20分
東京都新宿区大久保２―12―１　日本年金機構南関東ブロック本部ビル３階　第１入札室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加する者は、平成26年１月27日午前11時までに個人情報保護にかかる事前審査用提出書類等を提出し、競争参加資格に関する証明書等を平成26年２月17日午前11時までに提出しなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は日本年金機構において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札者は、開札日の前日までの間において、日本年金機構から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を製造できると日本年金機構が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、日本年金機構の予定価格の制限の範囲内で低価の価格をもって入札した者から順次１の⑵の数量に達するまでの入札者を落札者とする。なお、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して、１の⑵で示す数量を超えるときはその超えた数量については落札がなかったこととする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次順位の者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Deputy of President : Naohisa Miyazaki, Procurement Department, Japan Pension Service
⑵　Classification of the services to be procured : 6, 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Making and pre-delivery business of national pension premium statement of payment (at any time, the part) (April in 2014-March in 2015, for shipping off)
①　That weekly approximately 12,013,000
②　That weekly (sending by separate mail) approximately 584,000
③　For the account transfer impossibility approximately 2,236,000
⑷　Performance period : From date of contract through 31 March, 2015
⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service", "Manufacturing" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2013, 2014, 2015
④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating